

## 仕様書

### 1 業務名

諏訪市内小中学校児童生徒及び教職員の尿検査業務

### 2 業務内容

#### (1) 学校保健安全法および学校保健安全法施行規則に基づいた検査項目

##### ①尿一次検査

尿中の蛋白、糖、潜血の定性検査を実施する。

##### ②尿二次検査

尿一次検査で蛋白、糖、潜血のいずれかが陽性であったものについて実施する。

尿二次検査は、蛋白、及び潜血陽性者には沈渣鏡検を実施する。糖陽性者は再度定性検査を行う。

#### (2) 対象予定検体数（年間）

小学校 約 2,100 人分×2回（年 2 回）=4,200 検体

中学校 約 1,140 人分×2回（年 2 回）=2,280 検体

小学校教職員 約 185 人分×1回（年 1 回）=185 検体

中学校教職員 約 120 人分×1回（年 1 回）=120 検体

対象児童・生徒・教職員 1 人を 1 検体とする（尿二次検査を含む）。

対象予定検体数は増減がでることを承諾のこと。

### 3 履行期間および日程

#### (1) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

#### (2) 日程

①尿一次検査：4～5月及び10月～11月（日にちは連続した2日間を各学校  
養護教諭と協議のうえ決定すること。）

②尿二次検査：4月～6月及び10月～12月（日にちは各学校養護教諭と協議  
のうえ決定すること。）

### 4 実施対象施設

#### (1) 尿検査 諏訪市内 10 小中学校

### 5 検査器材等の配布

#### (1) 尿一次検査

事前に各学校より提示する数に基づき、下記器材を学校別およびクラス別に梱包し、検査日の 14 日前までに各学校に配布する。名簿は学校の指定する方法によりデータで提出することとする。下記器材①～③は児童・生徒数の増に備え予備数をあわせて配布する。

(器材)

- ①検査容器（無色透明なプラスチック製。容器に氏名が記名でき、蓋がしっかりとしまるもの。）
- ②個人配布用袋（中身が見えにくい素材であること。表面には学校名、学年、クラス、番号、性別、名前を付し、裏面には前日のビタミンC過剰摂取をしない、早朝第一尿の中間尿を採取、生理中の提出は不可、蛋白・潜血が偽陽性となる薬剤情報等、諫訪市教育委員会（以下「教育委員会」という）が指定する注意事項を記載する。記載できない場合は、5「検査器材等の配布」（1）（器材）⑧保護者宛文書へ強調して記載する。教職員用の表面には学校名、性別、名前、教職員であることを付す。）
- ③折りたたみ採尿用紙コップ（耐水性が強く、組み立て方が記載されており、組み立て後、置いた時に安定するもの。）
- ④転入者用名簿（各学校からのデータ提出以降に転出入した児童及び生徒を記載するためのもの。）
- ⑤回収袋大（学校用）×2日数分
- ⑥回収袋小（クラス数）×2日数分（中身が見えにくい素材であること。）
- ⑦クラス担任宛周知文書×クラス数分（検査容器に氏名が書かれているか確認すること、回収袋小へクラスを記入することを依頼する文面にて作成したもの。）
- ⑧保護者宛文書×各校1枚（データでも可。検査の目的、検査前日および当日の注意事項、尿の採取方法をわかり易く明記したもの。採取方法については図示または写真の例示をすること。記載内容については事前に教育委員会と協議のうえ決定すること。）
- ⑨各学校養護教諭宛文書（尿一次検査、尿二次検査の日程および回収時間を周知し、確認する内容のもの。）

(2) 尿二次検査

一次検査結果送付時に下記器材を各学校に直接送付する。

(器材)

- ①二次用検査容器（無色透明なプラスチック製。容器に氏名が記名でき、蓋がしっかりとしまるもの。二次検査であることを記載する。）
- ②個人用配布袋（中身が見えにくい素材であること。表面には学校名、学年、クラス、番号、性別、名前、二次検査であることを記載し、容器の大きさに対して十分な大きさであるもの。教職員用の表面には学校名、性別、名前、教職員であることを記載すること。）
- ③折りたたみ採尿用紙コップ（耐水性が強く、組み立て方が記載されており、組み立て後、置いた時に安定するもの）
- ④二次検査対象者名簿（一次検査の結果も記載すること。教職員分も記載すること。）

- ⑤二次検査対象者への個人宛の二次検査通知（一次検査の結果が明記され、各対象者・保護者に配布するもの）
- ⑥一次検査未提出者および二次検査対象者リスト（学年、クラス、氏名を記載し、一次検査の結果は記載しないこと。教職員も記載すること。）
- ⑦回収袋小（二次検査対象者、一次検査未提出者がいるクラス数分。中身が見えにくい素材であること。）
- ⑧各学校養護教諭宛文書（尿二次検査の日程および回収時間を周知し、確認する内容のもの。）
- ⑨二次検査者用採尿方法の文書

## 6 回収日時及び回収場所

### （1）尿一次検査

- ・指定日（指定日は連続した2日間を各学校養護教諭と協議のうえ決定すること。）の午前9時以降の早めの時間に各学校へ赴き検体を回収し、検査所まで輸送する。検査は採尿後5時間以内に完了すること。
- ・器材の送付時に各学校養護教諭宛文書（尿一次検査、尿二次検査の日程及び回収時間を周知し、確認する内容のもの。）を提出し、尿一次検査回収日時の確認を行う。

### （2）尿二次検査

- ・指定日（指定日は女子児童・生徒の月経を考慮した間隔をあけた回収日を各学校養護教諭と協議のうえ決定した、尿一次検査実施後、概ね10日後とすること。）の午前中に各学校へ赴き検体を回収し、検査所まで輸送する。検査は採尿後5時間以内に完了すること。
- ・尿一次検査結果配達時に各学校養護教諭宛文書（尿二次検査の日程および回収時間を周知し、確認する内容のもの。）を提出し、尿二次検査回収日時の確認を行う。
- ・尿一次検査未提出者がいる学校については、尿二次検査時に尿一次検査未提出者の分の検体も回収する。なお、その中から要二次検査者がいた場合には、再度回収日を設定し、尿二次検査の回収も行うこととする。さらに2回目の尿二次検査回収の際に、尿一次・尿二次検査未提出者がいた場合には、あわせて回収する。（尿一次検査未提出者および尿二次検査未提出者については2回以上4回まで回収するものとする。）

## 7 検査結果報告

### （1）尿一次検査

各学校の検査後7日以内に直接各学校に下記書類（①は除く）を送付する。事務処理後は速やかに、処理が終了した学校から随時送付することとし、7日以内のできるだけ早い時期に結果を報告できるよう努めること。下記書類①は尿一次検査検体の回収を締め切り後、事務処理が終了した学校から速やかに発送すること。

(書類)

- ①二次検査対象者名簿（一次検査の結果も記載すること。教職員分も記載すること。）
- ②一次検査未提出者および二次検査対象者リスト（学年、クラス、氏名を記載し、一次検査の結果は記載しないこと。教職員も記載すること。）
- ③二次検査対象者への個人宛の二次検査通知（一次検査の結果）が明記され、各対象者・保護者に配布するもの）

(2) 尿二次検査

各学校の検査後7日以内に直接各学校に下記（書類）学校宛を送付する。事務処理後は速やかに、処理が終了した学校から随時送付することとし、7日以内でできるだけ早い時期に結果を報告できるよう努めること。全校への結果報告を終了した後、速やかに（書類）教育委員会宛を諏訪市教育総務課学務係に提出すること。

(書類) 学校宛

- ①二次検査対象者結果表（尿一次検査と尿二次検査の結果を併記すること。）
- ②保護者宛二次検査児童生徒用個人結果票（受診勧告用紙は諏訪市の様式があるので、医療機関記入欄は不要。諏訪市の様式にこの結果票を送付する。）
- ③クラス別検尿結果名簿（在籍者全員の尿一次・尿二次の検査項目ごとの結果を併記する。未提出者は「未提出」と記入。秋の検査時は、春の尿一次検査結果を併記しておくこと。）
- ④教職員検尿結果名簿（対象者全員の尿一次・尿二次の検査項目ごとの結果を併記する。未提出者は「未提出」と記入）
- ⑤未提出者リスト
- ⑥学年別結果集計表（教職員および学年毎集計し、尿一次検査、尿二次検査に分けること。検査日も記載すること。未提出者も含め、在籍数で集計する）

(書類) 教育委員会宛

- ①学年別結果集計表（7-（3）-（書類）学校宛⑥と同じものを全校分。）
- ②請求書（小学校児童分、小学校教職員分、中学校生徒分、中学校教職員分に分けて作成すること。）
- ③検体回収日時及び検査実施日時報告書（学校毎の検体回収日時及び検査実施日時を記載したもの。）

## 8 個人情報の保護

受託者は、この業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、諏訪市個人情報の保護に関する法律施行条例及び諏訪市個人情報の保護に関する法律施行条例細則を遵守し、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取り扱いに際して細心の注意をもって対処しなければならない。

(1) 秘密の保持

受託者は、本件業務を実施するに当たり知り得た情報は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を機密として管理するものとし、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏えいしてはならない。

(2) 業務目的以外の使用の禁止及び第三者への提供の禁止

①受託者は、個人情報を諏訪市の書面による事前の承諾なくして本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

②受託者は本件業務における個人情報の保護管理責任者を定め、受託者及び受託者の役員及び職員が個人情報を機密として保持し、第三者に開示、提供及び漏洩することがないよう、万全の管理体制、措置（個人情報保護に関する教育の実施を含む。）を講ずるとともに、諏訪市が指示する管理事項を遵守しなければならない。

(3) 事故発生時の報告義務

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに諏訪市に報告し、諏訪市の指示に従うものとする。

(4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、諏訪市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(5) 複写および複製の禁止

受託者は、この契約による事務を処理するために諏訪市から引き渡された個人情報が記録された資料等を業務の遂行以外の目的で複写し、又は複製してはならない。

9 その他

- ・集配、検査器材など検査に必要な費用はすべて負担すること。
- ・この仕様書に定めのない事項および疑義の生じた事項は、その都度協議のうえ、決定するものとする。